

# イタリア特許商標庁

## (指定官庁又は選択官庁)

### 目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 I T. I
国内処理請求書（特許）	附属書 I T. II
国内処理請求書（実用新案）	附属書 I T. III
委 任 状	附属書 I T. IV

略語のリスト

国内官庁：	イタリア特許商標庁
I P C / L D：	工業所有権法，2005年2月10日の法令No. 30/2005
MD 33/2010：	2010年1月13日の省令33/2010，工業所有権法施行規則
MD 27/06/2008：	2008年6月27日の省令，イタリア特許出願に関する新規性調査
MD 13/11/2019：	2019年11月13日の省令，イタリア国内段階に移行する国際出願の施行規則
MD 02/04/2007：	2007年4月2日の省令，特許及び実用新案に関する手数料の決定

指定（又は選択）官庁 IT	イタリア特許商標庁 国内段階に入るための要件の概要	概要 IT
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)?	国内官庁は「相当な注意」の基準に基づき権利回復を認める	
回復手数料（権利回復）	EUR 16  委任状、権利回復請求又は優先権回復請求の提出については特別税 ( <i>imposta di bollo</i> ) の支払が要求される、次の銀行口座は外国からの支払に限定して使用すべきである。  受取人名：Banca d' Italia 銀行名：Banca d' Italia IBAN：IT07Y0100003245348008120501 BIC：BITAITRRENT 支払理由：Imposta di bollo  委任状、権利回復請求又は優先権回復請求の提出時に支払証拠の添付が要求される。	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	イタリア語	
要求される翻訳文	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約書 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが要求されるか?	要求されない	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか?	白色用紙に黒線で印刷した図面のみが認められるが（22 MD 33/2010参照）、国内官庁は非公式ベースでカラー又はグレースケールの図面の提出を認める。写真又は写真の複製は認められない（結晶格子又は分光写真による軌跡の複製など、その他の表現が不可能である、特別な場合を除く）。	

[次頁に続く]

<sup>1</sup> PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内、又は遅くとも国内段階移行から2箇月以内に提出しなければならない。この期間は延長不可能である。詳細はIT.02を参照。

I T	イタリア特許商標庁 (続き)	I T
国内手数料	通貨：ユーロ (EUR)	オンライン      紙形式
	特許： 出願手数料 <sup>2</sup> ：	
	－10頁以内の出願書類…………… EUR	50      120
	－11頁から20頁までの出願書類… EUR	50      160
	－21頁から50頁までの出願書類… EUR	50      400
	－50頁を超える出願書類…………… EUR	50      600
	－10個を超える各請求の範囲…… EUR	45      45
	実用新案： 出願手数料 …………… EUR	50      120
国内手数料の免除、割引又は払戻し	大学、公的研究機関、防衛・農業・食糧・森林政策当局による出願の場合、出願手数料の支払は不要	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2)	国際出願の願書に記載されていない場合には、発明者の氏名 <sup>3</sup> 出願人が異なる場合には、優先権の譲渡証書 <sup>3</sup> 欧州連合又は欧州経済領域における送達用あて名が要求される (ただし代理人の選任書は要求されない) 該当すれば、電子形式によるヌクレオチド・アミノ酸の配列表	
誰が代理人として行為できるか？ <sup>4</sup>	イタリア産業財産権専門家協会 (Italian Industrial Property Consultants Institute) 委員会が作成した公式登録簿に登録されている弁理士 <sup>5</sup> 法令No. 206/2007に基づく手続に従い、他の欧州連合加盟国において一時的に弁理士としての実務資格を有する欧州連合市民 適切な専門家名簿に氏名が掲載されているイタリアの法律家若しくは弁護士、又はその法律家若しくは弁護士を雇用している法律事務所 <sup>6</sup>	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか (PCT規則49の3.1)？	認める	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか (PCT規則49の3.2)？	認める。国内官庁は当該請求に「相当な注意」の基準を適用する。	

2 国内段階移行のための出願手数料は、公開時の国際出願の請求の範囲の数、すなわち出願時又はPCT第19条に基づく補正後の請求の範囲の数を基礎として計算される (IPC/LD第160条の2、及び2019年11月13日の省令、第2条(3))。

3 対応する申立てがPCT規則4.17に基づき行われていれば、この要件を満たすことができる。

4 代理人を選任する場合には委任状の提出によって行い、特別税 (*imposta di bollo*) の支払が要求される。詳細は附属書I T. Iを参照。

5 弁理士名簿は、Ordine dei Consulenti in Proprietá Industriale (イタリア産業財産権専門家協会 (Italian Industrial Property Consultants Institute) 委員会：<https://www.ordine-brevetti.it>) から入手できる。

6 詳細については、<https://www.consiglionazionaleforense.it> を参照されたい。

## 国内段階の手続

### IT. 01 国内段階へ移行するための様式

国内段階に移行するための様式（紙形式）は国内官庁の次のウェブサイトから入手することができる <https://uibm.mise.gov.it/index/php/it>（附属書IT. II（特許）及びIT. III（実用新案）参照）。オンライン出願は <https://servizionline.uibm.gov.it> から利用可能である。

IPC/LD Art. 55  
160-bis  
148(5)  
MD 13/11/2019 Art. 1(2)  
1(3)  
4

### IT. 02 翻訳文

国内段階移行のためには公開時の国際出願の完全なイタリア語翻訳文を提出しなければならない。

国内官庁が指定官庁として行動する場合にはこの翻訳文に、該当すればPCT第19条に基づく補正書を添付する。補正書は、国際事務局に提出済であれば、PCT第19条(1)に基づく補正の説明書、及びPCT規則46.5(b)に基づく書簡を添付して提出しなければならない。

国内官庁が選択官庁として行動する場合には、特許性に関する国際予備報告書（第II章）の附属書の翻訳文を公開時の国際出願に添付しなければならない。これは当該報告書の対象と同一バージョンの出願書類について保護を求めるのか否かと無関係である。

出願人又は弁理士は翻訳文が原文と整合している旨を宣言することができる。明細書がイタリア語以外の言語で表示されている場合には、国内段階移行請求書の提出日から2箇月以内にイタリア語翻訳文を提出する。この期間は延長不可能である。

### IT. 03 翻訳文（補充）

国際出願の翻訳文の誤りは、出願時の国際出願の本文を基準として補充することができる（国内段階6.002及び6.003項を参照）。

MD 13/11/2019 Art. 2(3)  
MD 02/04/2007

### IT. 04 手数料（支払方法）

概説及び本章に表示する手数料の支払方法は附属書IT. I に概説されている。

IPC/LD Art. 147(3bis)  
147(3ter)

### IT. 05 送達用あて名

出願人はイタリアの国民又は居住者であるのか否かを問わず、代理人の選任が要求されないが、欧州連合又は欧州経済領域における（通知及びその他の通信の）送達用あて名が要求される。（特許出願人及び特許権者を含む）すべての者は、通信の送受信の日付及び時刻、並びに内容の完全性を証明するテクノロジーに基づく、証明付電子メールアドレス又は同様の電子メールアドレスも表示しなければならない。

IPC/LD Art. 201

### IT. 06 代理人の選任

代理人を選任する場合にはイタリア語による委任状の提出によって行わなければならない。委任状の見本は附属書IT. IVに示す、委任状に関しては特別税（*imposta di bollo*）の支払が要求される。詳細については附属書IT. I を参照。

IPC/LD Art. 227  
MD 02/04/2007

### IT. 07 更新手数料

特許付与後、特許を維持するためには、国際出願日から起算して第5年度に開始する手数料の支払が要求される。支払は、各年における国際出願が行われた月の末日までに行わなければならない。支払は更に6箇月以内であれば割増料を伴い引き続き可能である。年金及び割増料の額は附属書IT. I に示されている。

IPC/LD Art. 169(2)  
MD 13/11/2019 Art. 2(4)

### IT. 08 譲渡証書

先の出願から優先権を主張する出願人が、国際出願の出願人と同一でない場合には、譲渡証書（1件又は複数件）を提出しなければならない。

PCT Art.	28	<b>IT. 09 出願の補正及びその時期</b>
	41	出願人は法律に従い、出願の主題範囲を拡張しないことを条件として、次の期間内に国際出願の訂正又は補充を行うことができる。
IPC/LD Art.	172	(i) 出願の実体審査を開始した旨の国内官庁からの通知の受領後、その通知で国内官庁が指定した期間内
MD 13/11/2019 Art.3		(ii) いずれの場合であっても、特許の付与又は拒絶前
		出願人は特許付与査定前であれば、出願のいずれの部分についても補正可能である。
IPC/LD Art.	45	<b>IT. 10 審査</b>
81 <i>quinquies</i>	170	特許性が排除される主題についてイタリア特許は付与されない。方式要件を充足した特許の審査は、出願の主題がイタリア特許法第45条、第50条、第82条で定める要件に適合しているのか否かの判断を目的としており、これには新規性、進歩性、産業上の利用可能性の有効性要件が含まれる。審査は国際調査報告の結果及び特許性に関する国際予備報告（IPRP第I章又は第II章）の結果に基づき、出願人が提出した意見書及び補正書を考慮して行われる。
MD 13/11/2019 Art. 3(3)		
MD 33/2010 Art.22(8)		<b>IT. 11 ヌクレオチド及びアミノ酸配列</b>
		出願において、配列リストに含むことが要求される1つ又は複数のヌクレオチド・アミノ酸配列を開示しているが、標準に準拠したXMLフォーマットの配列表が国際出願に含まれていない場合には、国内段階移行時に、国内官庁に提出すること、又はその他の方法で国内官庁が利用可能な状態とすることが要求される。
		更に、XMLフォーマットによる配列リストを遅延提出する場合、出願人は配列表が出願時の出願内容を超えるものでない旨の宣言書を添付しなければならない。2022年7月1日以降の国際出願日を有するPCT出願にはWIPO標準ST.26が適用される <sup>1</sup> 。同日前の国際出願日を有する国際出願については、WIPO標準ST.25が引き続き適用される。
IPC/LD Art.	192	<b>IT. 12 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容</b>
MD 13/11/2019 Art.1,c.5		国内段階6.022から6.027項を参照。
		国際段階又は国内官庁に対する手続中、出願人が国際出願に関するいずれかの行為を遂行するための期間を徒過した場合には、不遵守となった期間の終了日から2箇月以内であれば手続続行を請求することができる。請求では不履行の行為を完了させ、手続続行のための所定の手数料の支払が要求される（附属書IT. I 参照）。
IPC/LD Art.	193	<b>IT. 13 権利回復</b>
		出願人が状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず国内官庁が定めた期間を遵守できず、これが出願人の権利に不利な影響を与える場合には、権利の回復を請求することができる。回復請求は、行為の不履行の原因が解消された後2箇月以内であって、遅くとも不遵守とされた期間の終了から1年以内に書面で行わなければならない。この1年の期間内に不履行の行為を完了させ、請求では基礎とする理由及び依拠する事実を述べなければならない。権利回復の請求時には、附属書IT. I に示す特別税（ <i>imposta di bollo</i> ）の支払が要求される。

<sup>1</sup> 2022年2月24日付公示（PCT公報）55頁参照。

- IPC/LD Art. 193(5) **IT. 14 優先権の回復請求**
- 先の出願の優先権主張期間の終了から2箇月以内に国際出願を行う場合には、国内法に従い優先権の回復を国内官庁に請求可能である（国内段階6.006から6.011項を参照）。この請求が認められるためには、状況において要求される相当な注意を払ったにもかかわらず12箇月の優先期間内に国際出願が行われなかった旨について国内官庁を納得させる必要がある。請求には、優先権回復請求を裏付ける宣言書又はその他の証拠を添付すべきである。優先権回復の請求時には、附属書IT. I に示す特別税（*imposta di bollo*）の支払が要求される。
- IPC/LD Art. 82-86 **IT. 15 実用新案**
- 出願人がイタリアにおいて、国際出願に基づき、特許に代えて実用新案の取得を希望する場合には、第22条又は第39条で規定する行為をする時点で、国内官庁にその旨を表示する。国内段階の要件は基本的に特許の場合と同様であるが、イタリア特許法第82条によると、方法は実用新案の保護対象とされない。
- 実用新案は年金に代えて、国際出願日後の第5年度に開始する維持手数料の支払が要求される。年金及び割増料の額は附属書IT. I に示されている。最長保護期間は10年である。
- IPC/LD Art. 84(2) **IT. 16 出願変更**
- 国内官庁は、概要に示す特許出願の国内段階移行要件を出願人が充足した後、特許についての国際出願を実用新案出願に変更するよう出願人に要求することができる。

## 手 数 料

(通貨：ユーロ)

特 許	オンライン	紙形式
出願手数料 <sup>1</sup>		
－10頁以内の出願書類	50	120
－11頁から20頁までの出願書類	50	160
－21頁から50頁までの出願書類	50	400
－50頁を超える出願書類	50	600
－10個を超える各請求の範囲	45	45
年 金：		
－国際出願日から起算して第5年度	60	
－国際出願日から起算して第6年度	90	
－国際出願日から起算して第7年度	120	
－国際出願日から起算して第8年度	170	
－国際出願日から起算して第9年度	200	
－国際出願日から起算して第10年度	230	
－国際出願日から起算して第11年度	310	
－国際出願日から起算して第12年度	410	
－国際出願日から起算して第13年度	530	
－国際出願日から起算して第14年度	600	
－国際出願日から起算して第15年度から第20年度、各年	650	
年金遅延支払の割増料	100	
手続続行手数料	300	
委任状提出の税金 ( <i>imposta di bollo</i> ) <sup>2</sup>	16	16
権利回復請求の税金 ( <i>imposta di bollo</i> ) <sup>2</sup>	16	16
優先権回復請求の税金 ( <i>imposta di bollo</i> ) <sup>2</sup>	16	16

1 国内段階移行のための出願手数料は、補正後の国際出願の請求の範囲を基礎として計算される（2019年11月13日の省令、第2条(1)）。

2 委任状の提出、権利回復請求、優先権回復請求には、特別税 (*imposta di bollo*) が要求される。外国からの支払の場合には次の銀行口座を利用すべきである。受取人：Banca d'Italia, 銀行名：Banca d'Italia, IBAN：IT07Y0100003245348008120501, BIC：BITAITRENT, 支払理由：Imposta di bollo。委任状の提出、権利回復請求、優先権回復請求には、支払証拠を添付しなければならない。

实用新案	オンライン	紙形式
出願手数料 : .....	50	120
年 金 :		
－第6年度から第10年度までの保護期間 .....	500	
年金遅延支払の割増料 .....	100	
手続続行手数料 .....	300	
委任状提出の税金 ( <i>imposta di bollo</i> ) <sup>3</sup> .....	16	16
権利回復請求の税金 ( <i>imposta di bollo</i> ) <sup>3</sup> .....	16	16
優先権回復請求の税金 ( <i>imposta di bollo</i> ) <sup>3</sup> .....	16	16

### 手数料の支払方法

手数料はユーロ建てで支払うべきである。支払には様式F2又は電子手段（すなわちPagoPA）を使用することができる。

すべての支払には次を表示しなければならない。

- － 国内出願番号；国内出願番号が不明の場合に限り国際出願番号
- － 出願人の氏名又は名称
- － 支払う手数料の種類

詳細については、<https://uibm.mise.gov.it/index.php/en> を参照されたい。

3 脚注2を参照。

## 様式（附属書IT. II－IV）

国内官庁は次の書類を保有している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書IT. II 国内処理請求書（特許）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_II\\_it.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_it.pdf)

附属書IT. III 国内処理請求書（実用新案）

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_III\\_it.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_it.pdf)

附属書IT. IV 委任状

[https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax\\_IV\\_it.pdf](https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_it.pdf)